

調査主体	類 型	年	書籍名等
愛知県	遺 跡	1959	『遺跡分布調査報告-尾張編-』
		1972	『愛知県遺跡分布図』
		1981	『愛知県猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告（Ⅱ）』
		1991	『愛知県中世城館調査報告Ⅰ（尾張地区）』
		1994	『愛知県遺跡地図（Ⅰ）尾張地区』
		2002	『愛知県史 資料編1 考古1 旧石器・縄文』
		2003	『愛知県史 資料編2 考古2 弥生』
		2005	『愛知県史 資料編3 考古3 古墳』
		2006	『愛知県史 別編 窯業2 中世・近世 瀬戸系』
		2010	『愛知県史 資料編4 考古4 飛鳥～平安』
		2012	『愛知県史 別編 窯業3 中世・近世 常滑系』
		2015	『愛知県史 別編 窯業1 古代 猿投系』
	歴史の道	1989～1993	『愛知県歴史の道調査報告書』Ⅰ～Ⅷ
名古屋市	建造物	1915	『名古屋市史 社寺編』
		1969	『名古屋市古建築調査報告書』
		1980	『名古屋市の民家-名古屋市民家調査報告-』
		1982	『名古屋市の近世社寺建築』
		2000	『名古屋の近代建築物-まちに時を刻む近代建築を活かす-』
	美術工芸品	1983	『名古屋市文化財調査報告 名古屋の石造物』
		1998	『名古屋市内寺院の仏画』
	無形文化財	1971	『名古屋の無形文化財』
	民俗文化財	1976	『屋根神さま』文化財叢書第70号
		1981	『名古屋市内の山車と神楽 民俗文化財調査報告書』名古屋市文化財調査報告10
		2001	『新修名古屋市史 第9巻 民俗編』
		2009	『新修名古屋市史 資料編 民俗』
		2015	『名古屋の山車行事』
	記念物	1916	『名古屋市史 地理編』
	遺 跡	1990～2021	『名古屋市遺跡地図』
		2008	『新修名古屋市史 資料編 考古1』
		2013	『新修名古屋市史 資料編 考古2』
	動物・植物・地質鉱物	2008	『新修名古屋市史 資料編 自然』
	動物・植物	2020	「名古屋市版レッドリスト2020」
	植 物	1984	『生きている文化財 なごやの名木』
		1991	『名古屋市の植生』
		1993	『名古屋市の植生自然度及び自然保護に関する調査報告』
	伝統的建造物群	1975	『名古屋市緑区有松町 有松町並み調査報告』名古屋市文化財調査報告4
		1978	『名古屋の町並と建築』史蹟観光シリーズ第11号
		1980	『四間道と有松 -名古屋市伝統的町並保全基礎調査-』
		1981	『白壁町・主税町・撞木町地区と鳴海宿（武家屋敷地と宿場町）名古屋市歴史的景観調査報告』
		1982	『旧鳴海宿 名古屋市町並み調査報告』
		1983	『百人町・黒門町地区（城下町武家地）名古屋歴史的景観地区調査報告』
		1983	『小田井地区（岩倉街道）名古屋歴史的景観地区調査報告』
		1984	『佐屋街道岩塚宿（宿場町）名古屋歴史的景観地区調査報告』
		1984	『佐屋街道万場宿（宿場町）名古屋歴史的景観地区調査報告』
	街 道	1971	『名古屋の街道』文化財叢書第50号
	その他文化財全般	1940	『名古屋の名所旧蹟』
		1951	『名古屋史蹟名勝紀要』
		1956～2013	『文化財叢書』第1号～第97号
		1990	『名古屋の史跡と文化財（新訂版）』

表 14 文化財の把握状況

類 型			調査状況等	
有形文化財	建造物		○	国、愛知県、名古屋市によって、近世社寺建築や民家、近代和風建築、近代建造物など、各種建造物の把握調査が実施されている。
	美術工芸品	絵 画	△	社寺や個人が所有するものも含めた把握調査はこれまで実施されていない。
		彫 刻	△	
		工芸品	△	
		書跡・典籍	△	
		古文書	△	
		考古資料	△	
		歴史資料	△	
	無形文化財			△
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	生活・生産用具、祭礼行事に関する資料について、名古屋市博物館が所蔵している資料は把握しているが、地域が所蔵している資料など、把握できていない資料も多くあり、継続的な調査が必要である。	
	無形の民俗文化財	△	市指定文化財の山車行事については継続的に調査を実施している。未指定の祭礼行事、民俗芸能や民俗技術については体系的な調査を行う必要がある。	
記念物	遺 跡	○	市で遺跡分布図を作成しており、分布図の内容変更を適宜行っている。	
	名勝地	△	文化庁により、近代の庭園・公園等に関する把握調査が実施されている。	
	動物・植物・地質鉱物	△	植物は、名木・樹叢などについて調査が実施されているが、動物・地質鉱物については、文化財指定を視野に入れた把握調査は実施されていない。	
文化的景観			△	文化庁により所在調査が実施されているものの、本市においては現在のところ明確な該当事例がない。
伝統的建造物群			○	市で歴史的町並みの保存を目的とした調査を行っている。

○：調査済み、△：調査不足

第5章

文化財の保存・活用に関する目標

第1～3章で記述したように、原始から現代に至る名古屋の長い歴史のなかで、多様な歴史文化の特性が形成され、地域に固有の文化財が伝わってきました。名古屋の歴史文化は、縄文時代から続く、海・川を利用した人々の営み、当時の中央と結びついた有力者の存在を物語る古墳、戦国時代の表舞台となった名古屋で活躍した武将と彼らが拠点とした城館、徳川家康が主導した名古屋城築城と城下町の形成、城下町で育まれた美術工芸・芸能・祭礼行事などの文化、鉄道・港・運河の整備とそれを背景に発展した近代工業、熱田神宮が鎮座する熱田で受け継がれてきた神事・芸能、祭礼行事などの文化、江戸時代から続く手仕事のモノづくりとそれを基盤に発展した近代工業のモノづくり、江戸時代から現代に息づく民衆の信仰など、さまざまな特色をもち、今日の名古屋を形づくっています。

その長い歴史のなかでも画期的な出来事となったのが、慶長15年（1610）に始まる名古屋城の築城と、それに続く清須からの町、人の大移動を伴った城下町の形成です。城下町は今日の中心市街地の先行形態であり、都市としての名古屋の出発点となりました。城下町の繁栄とともに、城下及び周辺の村で育まれてきた文化、モノづくりは現代に受け継がれ、名古屋の文化の特色となっています。また、城下町、周りの村々の中核となっていたのが名古屋城で、現在に至るまで、名古屋の人々にとって象徴的な文化遺産の役割を担ってきました。

その名古屋城のシンボルが、日本最大級を誇った大天守の屋根を飾った金鯰^{きんしゃち}でした。昭和まで保護されてきた名古屋城天守は太平洋戦争の戦禍で焼失し、金鯰も溶け落ちました。元金鯰は失われましたが、かつて「宮の浜にはさかなが寄らぬ 金の鯰ほこ陽にひかる（金鯰の輝きは熱田の浜に魚が寄らないほど光っている）」ともてはやされた金鯰は、現代においても、名古屋の人々の誇りとなっています。

一方、長い歴史の営みのなかで伝えられ、発展し、現在の文化を形成する基盤となっている文化財は、地域に対する人々の愛着や誇りを醸成します。また、文化財を活用することにより、地域を活性化させることが可能となります。文化財の保存・活用を推進することは、魅力と活力にあふれたまち、名古屋を持続させることにつながります。

以上を踏まえ、名古屋の歴史文化を物語る文化財が、金鯰のように、地域に誇りを与える存在として愛され、多くの人に注目され輝き続けるよう、本計画の目標を「**金鯰のごとく、文化財が愛され、輝き続けるまち**」とします。

「文化財が愛され、輝き続ける」には、子どもから大人まで多くの人々が文化財に興

味・関心をもち、文化財を大切に守り伝えていく心が育まれ、その状態を将来に持続させることが必要です。それを実現するには、先人が残してきた文化財をよく知り、文化財を地域全体で次世代へ継承していくこと、文化財を豊かな、魅力にあふれた地域社会の形成に活かしていくことが求められます。そこで、本計画の基本方針を「文化財を「知る」、「伝える」、「活かす」とします。

文化財を「知る」は、文化財の存在を把握し、その特徴や価値を明らかにするため、調査研究を行うことです。調査研究で判明した文化財・歴史文化に関する情報を、文化財を「伝える」、「活かす」取り組みに活用します。

文化財を「伝える」は、地域全体で文化財を次世代へ継承するため、文化財の保存・継承の取り組みを行うこと、保存・継承を支援することが挙げられます。これにより、文化財を「活かす」ことが可能になるとともに、文化財を「活かす」ことによって得られる効果を将来に持続させます。

文化財を「活かす」は、文化財を魅力にあふれた地域社会の形成に活かすため、文化財の公開・展示を行うこと、子どもたちをはじめ多くの人々に文化財の普及啓発を進めること、文化財を活かした観光を推進することなどが挙げられます。文化財の活用を通して、まちの魅力が高まり、観光が振興されることで、地域の活性化が見込まれます。また、文化財を「活かす」ことは、文化財への人々の理解・愛着を高め、文化財の保存・継承の担い手や支援者を育てることにつながり、文化財を「伝える」により影響を与えます。

以上のように、文化財を「知る」ことで得られる情報は、文化財を「伝える」、「活かす」取り組みに活かされ、文化財を「伝える」と「活かす」ことは相互に作用し合いながら、「文化財が愛され、輝き続けるまち」の実現を可能とします。

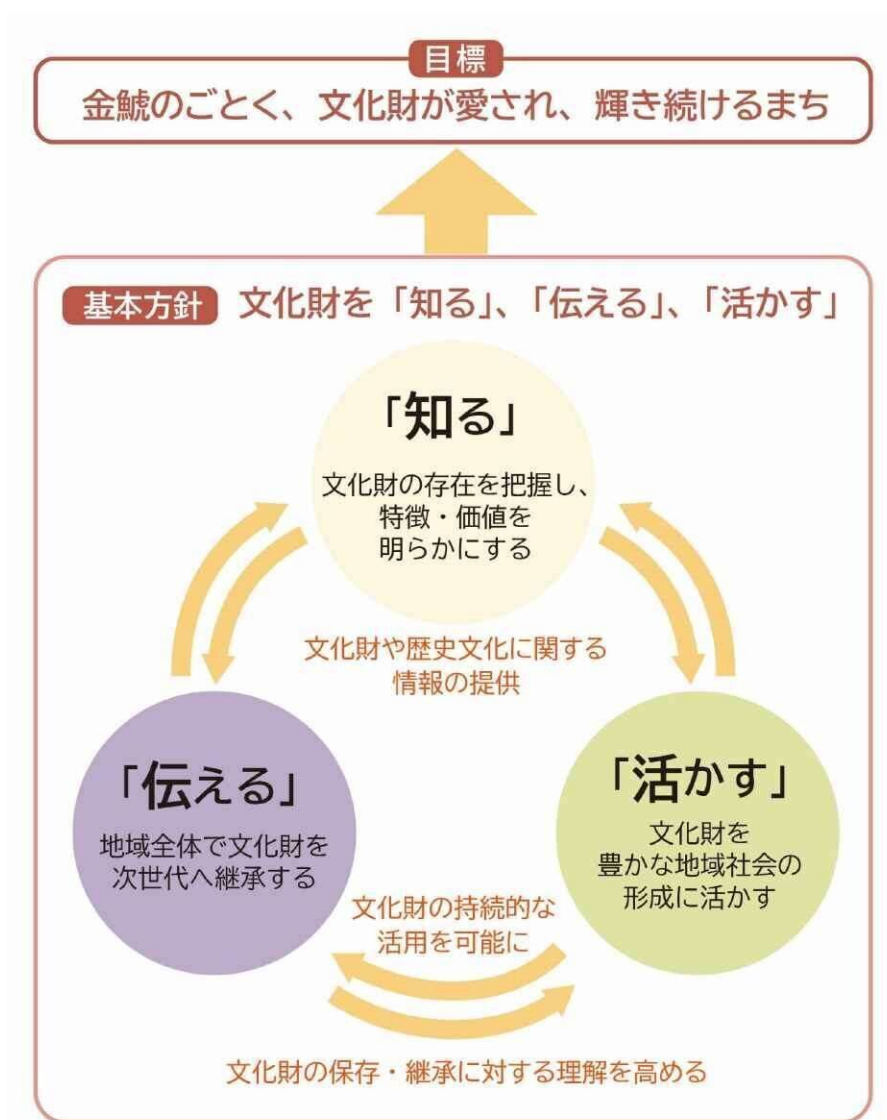


図 86 文化財の保存・活用に関する目標と基本方針の関係

1 文化財の保存・活用に関する課題

前章で「文化財の保存・活用に関する目標」と、それを実現するための基本方針「文化財を「知る」、「伝える」、「活かす」」を挙げました。本節では、「第4章 文化財に関する既往の把握調査」と、市民（市内在住、18歳以上）、子ども（市内在住、小学5年～高校3年生）、指定（登録）文化財の所有者（管理者）、旅行・交通事業者を対象としたアンケート調査（参考参照）、名古屋市文化財調査委員会・名古屋市文化財保存活用地域計画策定に関する有識者等会議等における意見などを参考に文化財の保存・活用に関する課題を抽出し、抽出した課題を「知る」、「伝える」、「活かす」の三つに分けて記載します。

(1) 「知る」ための課題

① 文化財の把握、調査について

- ・「名古屋市歴史文化基本構想」の文化財詳細調査リスト等を基に、本計画で文化財リストを作成しましたが、未指定文化財の把握が不十分な類型（有形文化財の美術工芸品、無形文化財、民俗文化財、文化的景観）や、現在の状況等が十分に把握されていない文化財があります。
- ・近代の文化遺産など、近年国において重点的に調査や文化財指定が行われている分野について、本市では把握調査、リスト化が十分に進んでいません。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地内の開発行為により、遺跡を現状のまま保存できない場合、埋蔵文化財の内容を記録に残す（記録保存）ため、発掘調査を行う必要があります。

② 文化財の調査研究について

- ・市内の無形民俗文化財や史跡のなかには、基礎的な情報が把握されていながらも、詳細な調査が進んでおらず、特徴や価値が十分に明らかになっていないものがあります。
- ・市内に所在する文化財や博物館等で収集した資料に関する調査研究を進めることで、本市の文化財の歴史的、文化的な価値を高めていく必要があります。
- ・名古屋城には、隅櫓などの建造物、旧本丸御殿障壁画などの美術工芸品、石垣・堀などの遺構、二之丸庭園、名古屋城のカヤなどさまざまな文化財が所在することから、考古学・歴史学・美術史・建築史・庭園史など各分野を横断した総合的な調査研究を進める必要があります。

(2)「伝える」ための課題

① 文化財の指定・登録・認定について

- ・本市にとって歴史的、文化的に重要な文化財や、将来にわたって保護が必要な文化財について、引き続き文化財指定等による保存を図っていく必要があります。
- ・民間が所有する未指定の文化財を中心に、将来に保存すべき文化財的価値を有するにもかかわらず、その価値が文化財所有者等に十分に認識されていないことがあります。
- ・近年の地域コミュニティの希薄化、少子高齢化による後継者不足などにより、地域で受け継がれてきた祭礼行事・民俗芸能に代表される無形民俗文化財の保存・継承が課題となっています。無形民俗文化財について、一部の限られたものだけではなく、幅広く保護を図っていくことが求められます。

② 文化財の保存管理、修理・修復について

- ・市は、自らが所有、保管、管理する文化財を、将来にわたって適切に保存管理する責務があります。
- ・名古屋城について、石垣などの遺構の保存や城内の歴史的景観に影響を与えている城内の植栽、劣化が進行している表二の門、膨らみなどの変状が生じている石垣、石組の崩壊や樹木の成長等により、近世の景観が損なわれている二之丸庭園、顔料の剥落や剥離、画面の亀裂等が生じやすい旧本丸御殿障壁画などを適切に保存管理するとともに、修理・修復を進める必要があります。
- ・市の博物館、文化財収蔵施設について、文化財の収蔵スペースが不足しているとともに、施設の老朽化が進んでいるものがあります。
- ・市教育委員会が選任する文化財パトロール員や市職員の巡視・点検により、指定・登録文化財等にき損が生じていないか定期的に把握する必要があります。
- ・指定・登録文化財について、文化財の保存・活用を進めていくための指針となる保存活用計画が未策定のものがあります。

③ 文化財の保存・継承に対する支援について

- ・市指定文化財の保存管理、修理・修復、後継者育成等に対する補助金について、現行の補助率を維持するよう求める声があります。
- ・民間が所有する歴史的建造物について、老朽化等に伴う修理費の負担増などにより、適切な維持管理が難しくなっている事例が発生しています。
- ・歴史的建造物を、所有者が適切に保存、活用するにあたって、専門的な知識や技術が必要になることがあります。
- ・無形民俗文化財を幅広く保護していくにあたっては、保存管理・後継者育成等に対す

る行政の経済的、技術的支援も幅広く行っていくことが求められます。

- ・江戸時代以降、地域で受け継がれてきた無形の文化財である伝統産業について、生活様式の変化や製造技術を受け継ぐ担い手が不足しているなどの課題が生じています。
- ・文化財の保存・継承に対する経済的支援について、行政からの補助金だけではなく、クラウドファンディング、寄付などほかの資金調達の方法も検討していくことが求められます。

④ 文化財の防犯・防災対策について

- ・文化財の盗難や人為的なき損などの被害、火災などの人為災害に対し、文化財の所有者・管理者が適切な防犯・防火対策を講じる必要があります。
- ・文化財の盗難や人為的なき損、暴風・豪雨・地震などの自然災害、人為災害に対し、文化財所有者・管理者や行政が協力して文化財を守っていくことが必要です。
- ・災害発生時に、被害を受けた文化財に対する応急的な対応方法や、文化財救出のための連携体制などについて、あらかじめ具体的な計画等を立てておくことが望まれます。
- ・文化財の防災・救援に備えて、市内に所在する文化財の具体的な所在場所・現状等を確認しておく必要があります。

【参 考】

国・愛知県の防犯・防災対策の現状と取り組み

① 文化庁

課 題

- ・フランスパリのノートルダム大聖堂での火災や首里城跡での火災などの惨事が、他の国宝・重要文化財や史跡等に所在する建造物で生じないように、防火対策を講じる必要がある。
- ・国宝・重要文化財(建造物)はそれぞれ異なる特性を持つ建造物であるため、消防法令に基づく対応に加え、個別に総合的な防火対策を講じる必要がある。
- ・史跡等に所在する建造物については、往時の姿を伝えるものであれば、消防法令・建築基準法令上、その用途や規模等に応じて対策を講じる必要がある。
- ・美術工芸品を保管する博物館等施設について、消防法や建築基準法等の関係法令に基づき、適切に防火対策に取り組むことが必要である。

取り組み

- ・防火、防犯に関する様々な通知を発出し、文化財の防火、防犯対策の徹底等を図っている。
- ・緊急状況調査結果等を踏まえ、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」及

び「文化財の防火対策ガイドライン」を令和元年に策定した。

- ・文化財保護法の規定により、重要文化財の防災施設整備につき多額の経費を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合に、国庫補助金を交付している。
- ・文化財の防火、防犯対策について所有者等自らが状況を的確に把握するために必要な項目をチェックするためのリストを作成した。

② 独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター

センターの3つの使命

- ・文化財の被害を最小限にするための減災の取り組み
- ・被災した文化財をできるだけ迅速に救援するための体制構築と技術開発
- ・災害発生時の文化財の救援活動に対する支援

「地域防災体制の構築」に関する取り組み

- ・都道府県及び市区町村行政部門の文化財担当者、博物館・図書館・文書館等の施設及び協会、地域史料ネットワーク等へのヒアリング・調査を行い、各地で開催される地域連携に関する会議に積極的に参加することで、地域ネットワークの構築に協力している。
- ・東日本大震災を経て「地域防災計画」の見直しが図られるなか、推進事業による地域連携体制に関する調査研究の成果を活かし、先進的な体制を構築しつつある自治体を参考としつつ、文化財に関連する項目に関して平時の組織づくりや災害時の初動体制のさまざまなパターンを示し、地域における文化財防災に貢献している。

「災害時ガイドライン等の整備」に関する取り組み

- ・さまざまに異なるジャンルの文化遺産に関係する団体が参加するネットワーク（文化遺産防災ネットワーク推進会議）を構築している。
- ・不意に発生する自然災害に備え、災害発生時に迅速かつ効果的な行動の手がかりとなる活動ガイドラインを作成している。

「レスキューおよび収蔵・展示における技術開発」に関する取り組み

- ・収容施設・冷凍保管庫・真空凍結乾燥装置等の確保について、各地の状況に応じた対策を講じるための検討を行っている。また、輸送手段の確保に関しても、関連企業等との検討を行っている。
- ・文化財防災センターは専従の研究員に加え、文化財研究所の保存修復技術研究部門、各国立博物館にも文化財保存科学を専門とする研究員を併任として配置しており、さらに外部の専門家の協力も得ながら、保全処置の方法や仮設の施設等における保存環

境の維持などに関する研究を行っている。

- ・博物館・美術館・社寺等における展示・収蔵品の安全対策については、現場の状況に応じ、どのような安全対策を講じるのが良いのか、という課題について研究を進めている。

「普及啓発」に関する取り組み

- ・文化財防災センターは地方公共団体の文化財担当者等を対象とした研修会を開催している。その他、災害救助に従事する消防署員や文化財の搬送作業に関与する運送業職員への研修なども有効である。また、我が国の経験を外国の文化財防災に役立てることを目指して、国際的な研修プログラムやシンポジウムに講師を派遣し、積極的に参加している。
- ・文化財防災センターは各種のシンポジウムを開催している。また、国内の専門家同士が技術や地域文化財の保護の理念について理解を深めるための研究会も開催している。さらに国外の専門家の経験に学び、より専門的な知識を得るために国際シンポジウムの開催にも取り組んでいる。
- ・文化財防災センターの活動について、随時情報の発信公開を行っている。関係各団体が文化財防災に関して行っているさまざまな活動を紹介している。また自然災害発生時の情報収集など、即時的な対応を目指している。

「文化財防災に関する情報の収集と活用」に関する取り組み

- ・研究交流集会やシンポジウム、出版物の刊行などについての情報を収集し、ウェブサイト等を通じて共有化を図っている。
- ・文化財防災ネットワーク構築のための提言をまとめることを目的に、「文化遺産の防災に関する有識者会議」を設置している。
- ・文化財所在情報のデータベースについて、調査研究と実践的な作成を行い、将来における文化財データベースのあり方についての提言を行っている。
- ・地域所在の文化財に関してデータベースの構築・統合を図ることで、平常時における防災対策に貢献し、災害時には速やかに被害状況を把握するための基礎を作ること提案している。
- ・1万件を超える考古発掘調査地点データと800件を超える災害痕跡のデータをもとに、歴史的な自然災害に関する痕跡データベースを構築している。
- ・過去に発生した自然災害で文化財に被害が出たケースを調べ、被害の内容とその救出・復旧のために当時どのような行動がなされたかを事例集としてまとめている。

③ 愛知県

「文化財の現状把握と文化財レスキュー台帳」に関する課題

- ・文化財の日常的な防犯・防災対策を徹底するとともに、災害時の文化財保護のあり方についても、有効な対策を講じておく必要がある。
- ・未指定を含めた文化財の^{しっかい}悉皆調査を実施することが喫緊の課題となっている。
- ・県単独での県文化財保護指導委員配置には限界があり、巡視活動が市町村指定文化財や国の登録文化財にまで及んでいない。
- ・文化財レスキュー台帳は、市町村や所有者、管理者に協力を求め、適宜内容の確認を行うとともに、現況調査等により定期的に更新作業を行う必要がある。

「防災と文化財の類型ごとの対策」に関する課題

- ・県は「防火・防犯対策チェックリスト」の活用を図り、文化財保護指導委員等と連携して周知を図るとともに、より一層の体制充実に努める必要がある。
- ・文化財にはいくつかの類型があり、各々の文化財の特性に合わせた防犯・防災対策を講じていく必要がある。
- ・県指定の建造物について、所有者、管理者に耐震対策を求めていくとともに、火災に関しても、日常からの予防・管理体制を整備するよう求めていく必要がある。
- ・美術工芸品や有形民俗文化財は、不審者の侵入によるき損や汚損、盗難等の対策強化が必要である。
- ・文化財の特徴を正確に記録しておくことにより、破損等に際しても忠実な復元が可能となることから、作業の促進を図る必要がある。
- ・文化財収蔵施設への寄託を促すためには、受け皿となるような施設と専門職員の確保が要件となる。
- ・無形文化財は、その継承のためにも映像記録等の作成が不可欠であり、使用される用具等については、美術工芸品や有形民俗文化財と同様の配慮が必要となる。
- ・記念物等は、日頃から自然災害を想定し、被害を回避できるような整備を図るとともに、被災した際の対応マニュアルを作成しておく必要がある。
- ・密漁、盗掘等の犯罪に対しては、地元住民による保護活動が最も有効な抑止力になることから、地域での理解を得るための普及啓発活動等が必要となる。
- ・植物については、シカやイノシシ等による食害も発生しており、生態系のバランス確保が課題である。

「大規模災害への対応」に関する課題

- ・被災が危惧される文化財については、あらかじめ、移動と被災のリスクの判断基準、避難先、梱包方法、要員、経路等について計画を立てておく必要がある。

- ・行政機関としては、関係機関等との連携強化を図るとともに、救援活動の拠点等をあらかじめ選定し、救援活動に携わる人材を育成しておくことが課題となる。
- ・文化財保護部局としては、日頃から関係機関等と意思疎通を図り、連携方法の確認と演習等により、減災に努める。

「文化財の現状把握と文化財レスキュー台帳」に関する取組み

- ・未指定文化財を含めた文化財の所在場所及び管理状況についての調査や、国・県指定の文化財について文化財保護指導委員による通年の巡視活動を実施している。今後は未指定を含めた文化財の悉皆調査、文化財防災・救援業務の基本資料となる「文化財レスキュー台帳」の作成を推進する。

「防災と文化財の類型ごとの対策」に関する取組み

- ・日常の防犯・防災対策として、文化庁作成の「防火・防犯対策チェックリスト」、「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を用いた文化財所有者への注意喚起、指導を実施している。また、文化財防犯・防災マニュアルの周知と活用を図ることや、以下のように文化財の類型ごとの安全対策を講じていく。
 - ・建造物…耐震対策、防火・消防計画の策定、防災設備の整備
 - ・美術工芸品・有形民俗文化財…防犯対策の強化、文化財の記録作成、博物館等への寄託
 - ・無形文化財・無形民俗文化財…映像記録の作成
 - ・記念物等…対応マニュアルの作成、地元住民によるパトロール活動
 - ・無形文化財・無形民俗文化財…映像記録の作成
 - ・記念物等…対応マニュアルの作成、地元住民によるパトロール活動

「大規模災害への対応」に関する取組み

- ・大規模災害への対応として、「文化財ハザードマップ」の作成や文化財防災を目的としたネットワークの構築として、文化庁はじめ国立文化財機構が整備を進めている文化財防災ネットワークとの連携を図るとともに、「愛知県文化財防災ネットワーク」の構築に向けた検討を推進する。

(3)「活かす」ための課題

① 文化財の普及啓発、公開・展示について

- ・18歳以上の市民を対象としたアンケート（参考参照）において、文化財に「どちらかといえば関心がない」、「関心がない」と答えた人の割合は約27%で、その理由として「文化財のことをよく知らないから」、「自分の生活に関連がないから」と答えた人が多くなっています。また、文化財に関する情報を知る機会の有無について、「ない」と答えた人の割合は約半分を占めます。普段の生活や身近な場所で、市民が文化財を知ったり、見たりする機会が少ないことがわかります。
- ・指定・登録文化財をはじめとしてさまざまな文化財が数多く残されていますが、多くの市民が知っている、認知度が高い文化財は限られ、存在や価値が市民に十分に認識されていないものがあります。
- ・地域の文化財や歴史を紹介するため、説明板、パンフレット、ウェブサイトなどの情報発信手段をさらに充実させるとともに、普及啓発を推進することが求められます。
- ・市は、貴重な国民的財産である文化財について、広く公開するなど、文化的な活用に努める必要があります。
- ・文化財を公開、展示している場所、施設においては、子どもから高齢者、外国人、障害をもっている方など、多様な人が文化財を見たり、知ったり、親しめるようにすることが求められます。

② 子どもたちへの文化財の普及啓発について

- ・子ども（市内在住の小学5年～高校3年生）を対象としたアンケート（参考参照）において、文化財に「どちらかといえば関心がない」、「関心がない」と答えた人の割合は約30%で、その理由は「文化財のことをよく知らないから」が最も多く、次いで「自分の生活に関連がないから」となっています。また、「名古屋市歴史文化基本構想」の策定にあたって、平成27年に行った市内の高校1年生を対象としたアンケートにおいて、文化財に「関心がない」と答えた人の割合（「関心がある」「関心がない」「わからない」の3択）は約36%でした。18歳以上の大人に比べ、文化財に「関心がない」（「どちらかといえば関心がない」も含む）人の割合が高くなっています。
- ・子どもたちは、将来、文化財の保存・継承の直接的な担い手だけでなく、保存・継承の支援者、理解者となることが期待されるため、より多くの子どもたちに名古屋の歴史や文化財に興味・関心をもってもらうことが求められます。

③ 市民による文化財の情報・魅力発信について

- ・文化財の情報発信・普及啓発は、文化財の所有者や担い手、行政が行うことが多く、地域総がかりで文化財を活かしていくためには、文化財の情報・魅力発信に広く第三者にもかかわってもらうことが求められます。

④ 文化財の価値の顕在化について

- ・市が所有、管理する記念物や建造物のうち、本質的価値を構成する要素が劣化や衰亡、改変されているものや、本質的価値が視覚的にわかりにくくなっているものなどについて、適切に保存、修復するとともに、本質的価値を顕在化させ、人々の理解を促進させるための整備が求められます。

⑤ 文化財を活かしたまちづくり、地域の活性化について

- ・城下町西部の堀川沿いに位置する四間道・那古野地区では、住民と行政が連携して歴史的町並みの保全や良好な住環境の形成に取り組んできましたが、徐々に歴史的建造物が失われつつあるとともに、名古屋駅周辺の開発等による影響が懸念されています。
- ・年間約 700 万人が訪れる熱田神宮が所在する熱田地区では、神宮周辺の地域資源の魅力向上や情報発信、エリア内の回遊性向上などの課題があります。
- ・近世、近代の名古屋の発展を支えてきた堀川、中川運河と、その周辺にある文化財などを活用し、地域にうるおいや憩い、にぎわいをもたらす魅力的なまちづくりを進める必要があります。
- ・近世から育まれ、現代に受け継がれてきた伝統産業を振興し、地域の活性化につなげていくためには、近年の生活様式の変化や消費者ニーズの多様化に対応した取り組みを進めることが求められます。

⑥ 文化財を活かした観光について

- ・「名古屋市観光客・宿泊客動向調査（2022 年）」において、名古屋の主要観光資源（25 種類^{※1}）のなかで、全国（名古屋市を除く）の認知度が最も高いのは名古屋城です。その他歴史的な観光資源で認知度が 10 位以内のものとして、熱田神宮（第 3 位）、桶狭間（第 8 位）があります。
- ・同調査において、主要観光資源のなかで、全国（名古屋市を除く）の訪問意向が最も高いのは、認知度と同じく名古屋城です。その他訪問意向が 10 位以内の観光資源のなかで、名古屋城と同じ歴史的な観光資源として熱田神宮（第 3 位）、文化財を所有、公開している施設に徳川美術館（第 7 位）、リニア・鉄道館（第 8 位）、トヨタ産業技術記念館（第 10 位）などがあります。歴史的な観光資源、歴史・文化的観光施設に対する

観光客の訪問意向は高いと考えられます。

- ・ 今後予定されているアジア最大のスポーツの祭典であるアジア・アジアパラ競技大会の開催や、品川～名古屋駅間のリニア中央新幹線の開業、近年のジブリパークの開業などに伴い、名古屋の交流人口の増加を図るチャンスが到来しています。文化財を活かした観光を推進し、名古屋の魅力を広く発信していくことが求められます。
- ・ 市外からの入込客は、およそ4分の3の人が名古屋の旅行に満足しているものの、文化財を活かした観光の推進には、観光客を受け入れ、観光客が満足できるような環境の整備・向上、情報提供をさらに進める必要があります。

※1 名古屋城、金シャチ横丁、徳川美術館、熱田神宮、四間道・円頓寺商店街、リニア・鉄道館、トヨタ産業技術記念館、ノリタケの森、名古屋市科学館（プラネタリウムなど）、白鳥庭園、名古屋港（名古屋港水族館など）、東山動植物園、栄（中部電力 MIRAI TOWER〈旧名古屋テレビ塔〉など）、大須（大須観音・大須商店街）、覚王山（揚輝荘・日泰寺など）、文化のみち（二葉館など）、有松・日本遺産（街並み、有松・鳴海絞会館など）、桶狭間（桶狭間の戦いゆかりの地）、秀吉・清正記念館（中村公園）、レゴランド®・ジャパン、なごやめし（味噌煮込みなど）、名古屋まつり、にっぽんど真ん中祭り、世界コスプレサミット、名古屋おもてなし武将隊の計25種類。

【参 考】

「名古屋市観光客・宿泊客動向調査（2022年）」の結果

○名古屋の印象・旅行の満足度

名古屋市外からの観光入込客における名古屋の印象・旅行の満足度は、全体で「大変満足」（34.3%）と「ほぼ満足」（42.8%）を合わせた77.1%が満足と評価している。一方、「やや不満」は1.0%、「不満」は0.0%である。

○満足した名古屋の観光資源

名古屋市外からの観光入込客が満足した名古屋の観光資源は、「レジャー施設」が42.3%と最も高く、次いで「歴史的な施設」（35.5%）、「グルメ・なごやめし」（11.2%）と続く。

○名古屋の観光地としての魅力について

名古屋市を除く全国のアナケート調査では、「魅力を感じる」が54.0%と半数以上を占め、「魅力を感じない」は11.6%である。「魅力を感じない」と回答した方の理由は、「他の観光都市と比べて観光イメージが希薄であること」が最も高く、次いで「魅力ある観光施設が少ないこと」となっている。

○名古屋の主要観光資源について

名古屋市を除く全国のアナケート調査における主要観光資源への評価は下表のとおり。

	認 知 度		訪 問 意 向	
第1位	名古屋城	88.3%	名古屋城	42.3%
第2位	なごやめし	51.4%	なごやめし	42.1%
第3位	熱田神宮	49.6%	熱田神宮	26.5%
第4位	東山動植物園	42.3%	東山動植物園	22.2%
第5位	レゴランド®・ジャパン	41.8%	レゴランド®・ジャパン	18.5%
第6位	栄（名古屋テレビ塔・久屋大通公園など）	27.5%	金シャチ横丁	18.0%
第7位	名古屋港（名古屋港水族館など）	24.9%	徳川美術館	16.1%
第8位	桶狭間（桶狭間の戦いゆかりの地）	23.8%	リニア・鉄道館	15.9%
第9位	大須（大須観音・大須商店街）	21.1%	名古屋港（名古屋港水族館など）	14.7%
第10位	トヨタ産業技術記念館	20.8%	トヨタ産業技術記念館	14.4%

※訪問意向は、今後の訪問意向がある回答者が訪問したい場所または経験したいもの

2 文化財の保存・活用に関する方針

前節の「文化財の保存・活用に関する課題」を受けて、本節では、課題と同じく「知る」、「伝える」、「活かす」の三つに沿って、課題を克服していくための個々の方針を記載します。

また、個々の方針とは別に、本市をめぐる近年の社会状況や文化財の保存・継承に関する喫緊の課題等を踏まえ、令和6年度から令和10年度の計画期間内に、特に力を入れて取り組む重点方針を設定します。

(1) 「知る」ための方針

方針1 文化財の種類、数、所在、現状、内容等を把握するための調査を行う

- ・本計画で作成した文化財リストについて、把握が不十分な文化財の類型を中心に引き続き未指定文化財の把握調査を進め、リストに情報を追加します。また、リストに登録されている文化財の現況を把握し、リストの情報を更新します。
- ・把握調査が十分に進んでいない近代の文化遺産のリスト作成、記録化を行います。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地について、開発行為により遺跡を現状のまま保存できない場合に、埋蔵文化財の記録保存を目的とした発掘調査を実施します。

方針2 文化財の調査研究を進め、その特徴・価値などを明らかにする

- ・市指定無形民俗文化財に指定されている祭礼行事等について、詳細な内容を確認、記録化するとともに行事等の特徴を明らかにするため、調査を行います。
- ・史跡の保存・活用を目的として、内容把握のための各種調査を実施し、史跡の特徴、学術的価値を明らかにします。
- ・市内に所在する文化財の調査研究を進めます。
- ・博物館等において、収集した博物館資料の調査研究を進めます。
- ・名古屋出身の武将の豊臣秀吉に関する学術研究を推進し、博物館が所蔵する重要文化財「豊臣家文書（六十七通）」を含む、秀吉及び一族の文書集を刊行します。
- ・特別史跡名古屋城跡及び城内に所在する文化財について、名古屋城調査研究センターにおいて学術的、総合的な調査研究を進めます。

(2) 「伝える」ための方針

方針1 文化財を指定、登録、認定する

- ・本市にとって、歴史的、文化的に重要な文化財を市指定文化財に指定します。

- ・町並み保存地区における伝統的建造物の指定、景観重要建造物等の指定、地域建造物資産の登録・認定を進め、歴史的建造物、町並みの保存を図ります。
- ・市内の無形民俗文化財を幅広く保護するため、市の登録無形民俗文化財の制度を新設します。

方針2 文化財の保存管理、修理・修復を行う

【市所有文化財等の保存管理、修理・修復】

- ・市が所有、保管、管理する文化財について、適切に保存管理、修理・修復を行います。
- ・博物館が所蔵する文化財の修復等を行うため広く寄附を募り、修復等を進めます。
- ・名古屋城について、城内の植栽管理、表二の門及び付属する土塀の修理、石垣の修復、二之丸庭園の保存整備、旧本丸御殿障壁画の保存修理など、適切な保存管理、修理・修復を進めます。

【文化財の保存管理施設の充実】

- ・博物館の収蔵庫及びその他埋蔵文化財の収蔵スペースについて、収蔵面積の拡大、収蔵環境の強化・改善を図ります。

【文化財の定期的な巡視】

- ・建造物、記念物をはじめとする指定文化財等について、定期的に巡視・点検を行います。

【指定等文化財の保存活用計画の策定】

- ・保存活用計画が未策定となっている指定・登録文化財について、同計画を策定し、保存管理の方向性、方法等を定めます。

方針3 文化財の保存・継承を支援する

【市指定文化財に対する支援】

- ・市指定文化財の保存管理、修理・修復、防犯・防災対策、後継者育成に対し、経済的、技術的支援を行います。

【建造物・町並みに対する支援】

- ・町並み保存地区における伝統的建造物の修理等、景観重要建造物等の保存、地域建造物資産の保存に対し、経済的、技術的支援を行います。

【無形民俗文化財に対する支援】

- ・市登録無形民俗文化財の制度を新設し、登録文化財の保存・継承に対し、経済的、技術的支援を行います。

【伝統産業の継承に対する支援】

- ・地域で受け継がれてきた伝統産業の継承を図るため、企業が行う若手技術者の育成に対し、経済的支援を行います。

【文化財に対する経済的支援】

- ・行政の経済的支援以外に、文化財保護のための資金を調達する各種の方策について、その導入に向けて検討を行います。

方針4 文化財の防犯・防災対策を進める

- ・指定・登録文化財の所有者及び管理者に文化財の防犯・防災対策の周知・啓発を行い、対策の実施を促進します。
- ・指定・登録文化財をはじめとする文化財の所有者・管理者と行政等が協力し、消防訓練等の実施を通して、防火・防災体制の強化を図ります。
- ・個人等が所有する文化財について、博物館で寄託を受けることにより、防犯・防災を図ります。
- ・市指定文化財の防犯・防災対策に対し、経済的支援を行います。
- ・災害発生時の文化財災害対応マニュアルの作成に向けて、検討を進めます。
- ・文化財の防災・救援に備え、市内に所在する文化財の具体的な所在場所、現状等を定期的に把握します。

(3)「活かす」ための方針**方針1 文化財の価値や魅力を発信する**

【身近な文化財の普及啓発】

- ・市内各所にある文化財を現地で知ったり、見学したりできるよう設置している説明板、案内板の維持管理、新設を行います。
- ・名古屋の文化財、歴史について、パンフレット、ウェブサイト、スマートフォン用アプリケーションなどを活用し、その情報や魅力を発信します。
- ・文化財の価値や魅力を普及啓発するため、講演会・シンポジウムを開催するほか、まちあるきなどのイベント、市民活動団体による現地のガイドなどを行います。

【文化財の公開・展示】

- ・市が所有、管理する名古屋市庁舎、井元家住宅（文化のみちしゅもく榎木館）、旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）ようきそう、揚輝荘などの歴史的建造物、志段味古墳群しだみの公開活用を行います。「文化のみち」は白壁・主税・榎木町並み保存地区を中心に、東は徳川園、西は名古屋城に至るエリアを指します。江戸時代から明治、大正時代へと続く名古屋の近

代化の歩みを伝える多くの歴史的建造物が残されており、それらの保存・活用を進めています。

- ・博物館、名古屋城西の丸御蔵^{おくらじょうぼうかん}城宝館などにおいて、文化財等を公開展示します。
- ・市が所有する文化財をデジタルデータ化し、インターネット上で公開します。
- ・無形民俗文化財の山車行事で行われるお囃子やからくりの実演、公開を行います。
- ・発掘調査の現地説明会などを通して、埋蔵文化財の公開活用を図ります。

方針2 文化財に対する子どもたちの関心を高める

【学校での学び】

- ・郷土の歴史を学ぶ副読本の活用、博物館等を活用した歴史学習の推進など、学校での学びを通して、文化財に対する子どもたちの関心を高めます。

【学校外で文化財に触れる】

- ・学校教育以外の場面で、子どもたちが文化財を見たり、触れたりできる取り組みを推進するとともに、博物館のリニューアル改修において、子どもたちが文化財や歴史を楽しみながら学べる環境を整備します。また、体験を通じて歴史文化を学ぶ取り組みを推進します。

方針3 文化財の価値や魅力を発信する市民・団体を支援する

- ・名古屋の文化財や歴史などの魅力を発信し、地域の魅力づくり、まちづくりを推進する人材を育成、支援します。

方針4 文化財の価値を顕在化させ、魅力を高める

- ・特別史跡名古屋城跡（天守の木造復元）、史跡大曲輪貝塚^{おおぐるわ}、名勝名古屋城二之丸庭園、県指定有形文化財伊藤家住宅について、適切な保存を図ったうえで、その価値を顕在化させ、より魅力を高めるとともに、公開活用するための整備を行います。
- ・史跡志段味古墳群^{しだみ}は、整備した施設等の維持管理を行うとともに、追加指定地の整備を検討します。

方針5 文化財を活かし、地域を活性化させる

【文化財を活かしたまちづくり】

- ・四間道・那古野地区^{しけみちなごの}の特色ある景観や歴史を活かしたまちづくりを進めます。
- ・熱田神宮周辺の文化財や地域資源を活かし、熱田エリア全体を楽しむことができるまちづくりを進めます。

- ・近世、近代の名古屋の発展を支えてきた堀川、中川運河とその周辺エリアにおいて、文化財等を活かし、にぎわいを創出するとともに、魅力あるまちづくりを進めます。

【伝統産業振興による地域の活性化】

- ・伝統産業製品の需要開拓、喚起を図るため、伝統産業の業界団体が行う新商品開発などの取り組みに対し経済的支援を行い、地域の活性化につなげます。

方針6 文化財を観光資源として活用し、観光客を誘客する

- ・観光資源となる文化財の公開活用を行うとともに、イベントの開催など各種の取り組みを推進し、観光客を誘客します。
- ・名古屋城とその周辺の魅力向上、にぎわい創出を行うとともに、国内外からの来訪者に対するおもてなしの拠点づくりを目的とする金シャチ横丁構想を推進します。
- ・名古屋の歴史文化を見たり、それに触れたりすることで、名古屋の魅力を大いに感じることができる名古屋まつりを引き続き開催します。
- ・市内観光の利便性向上のため、名古屋城などの歴史的資源や観光スポットを効率的に周遊できる「なごや観光ルートバス」を運行します。

(4) 重点方針

本市をめぐる近年の社会状況や、文化財の保存・継承に関する喫緊の課題等を踏まえ、計画期間内に、特に力を入れて取り組む重点方針を三つ設定します。

重点方針 ① 観光資源となる文化財の活用推進

アジア・アジアパラ競技大会が令和8年（2026）に愛知・名古屋で開催されること、品川～名古屋間を結ぶリニア中央新幹線の開業が予定されていることは、名古屋の魅力を日本のみならず世界にPRし、本市の交流人口の増加を図るチャンスとなります。本市の魅力を向上させ、広くPRすることは、本市の活性化に寄与すると同時に、市民が地域を誇りに思う心を醸成します。

また、名古屋市観光客・宿泊客動向調査から、市内の文化財及び文化財公開施設に対して、観光客が高い訪問意向をもっていることがわかっています。

上記のことを踏まえ、文化財を活用した観光を推進するため、名古屋の主要観光資源のなかで全国からの訪問意向が最も高い名古屋城について、観光資源としての魅力をさらに高めていきます。また、そのほかの観光資源となる文化財（日本遺産の有松、大高・桶狭間の文化財、四間道^{しけみち}の町並み、文化のみちなど）の活用を推進し、観光客の受け入れ環境を整えていきます。

重点方針 ② 祭礼行事・民俗芸能の保存・継承

地域コミュニティの希薄化、少子高齢化により祭礼行事・民俗芸能の後継者不足が生じているとともに、令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症の流行による祭礼行事の中止などにより、祭礼行事・民俗芸能の保存・継承の危機的状況が顕在化しています。

地域で受け継がれ、地域にとって大切な「たから」である祭礼行事・民俗芸能は、地域を活性化させ、地域に対する市民の誇り、愛着を育むことが期待されます。

祭礼行事・民俗芸能のうち、将来にわたって保存・活用が必要なものを保護し、その保存・継承を支援します。

重点方針 ③ 子どもたちへの文化財の普及啓発

本計画作成にあたり実施した子ども（小学 5 年生～高校 3 年生）対象のアンケートの結果、文化財への関心が低い、関心がないと答えた子どもが約 3 割みられました。その理由として、「文化財のことをよく知らない」ことが最も多く挙げられています。

将来、子どもたちは文化財の保存・継承の直接的な担い手だけでなく、保存・継承の支援者、理解者となることが期待されます。

子どもたちを主な対象として、文化財を楽しみながら知ったり、学んだりできる普及啓発の取り組みを推進し、子どもたちの文化財への関心を高めます。

第7章

文化財の保存・活用に関する措置

第6章で示した「文化財の保存・活用に関する方針」を踏まえ、計画期間内に各方針に基づいて実施する「文化財の保存・活用に関する措置」を記載します。

【重点方針の凡例】

重点方針に対応する措置について、関係する方針の番号を記載（①観光資源となる文化財の活用推進、②祭礼行事・民俗芸能の保存・継承、③子どもたちへの文化財の普及啓発）

【名称の凡例】

措置名称の下に括弧内に、行政の担当部署を記載

総：総務局 ス：スポーツ市民局 経：経済局 観：観光文化交流局 住：住宅都市局

緑：緑政土木局 教：教育委員会事務局 消：消防局

【取組主体の凡例】

◎・・・主体的に取り組むもの ○・・・協力して取り組むもの

所有者・・・文化財の所有者

団 体・・・文化財保持・保存団体、企業、財団法人、協議会、市民活動団体など

行 政・・・名古屋市

1 「知る」ための措置

方針1 文化財の種類、数、所在、現状、内容等を把握するための調査を行う

番号	重点方針	名 称	取 組 主 体					財 源	実施期間（年度）					
			市 民	所 有 者	団 体	有 識 者	行 政		R5	R6	R7	R8	R9	R10
1		文化財リストの更新 （教・文化財保護室）		○		○	◎	市						
・本計画で作成した文化財リストについて、引き続き未指定文化財の把握調査、文化財の現況把握を進め、リストを更新する。														
2		近代の文化遺産の調査 （教・文化財保護室）		○		○	◎	市						
・近代産業や軍事などに関連する近代の文化遺産のリスト作成、記録化（写真撮影・測量等）を行う。														
3		埋蔵文化財の発掘調査 （教・文化財保護室）				○	◎	市・国						
・埋蔵文化財の発掘調査を実施し、発掘調査報告書を刊行する。														

方針2 文化財の調査研究を進め、その特徴・価値などを明らかにする

番号	重点方針	名 称	取 組 主 体					財 源	実施期間（年度）					
			市 民	所 有 者	団 体	有 識 者	行 政		R5	R6	R7	R8	R9	R10
4	②	祭礼行事等の調査 （教・文化財保護室）		○	○	○	◎	市						
・市指定無形民俗文化財の戸田祭り、大森天王祭をはじめとした祭礼行事等の調査を行う。														
5		史跡の調査 （教・文化財保護室）				○	◎	市・国						
・史跡の保存・活用を目的とした、史跡の内容把握のための各種調査を実施する。														
6		文化財の調査研究 （教・文化財保護室、博物館ほか）				○	◎	市						
・市内の文化財の調査研究を行い、その成果を、展覧会や講演会を通して紹介したり、冊子にまとめる。														
7		博物館等における資料の調査研究・ 収集 （教・博物館）					◎	市						
・博物館等において博物館資料の収集を行い、博物館資料の調査研究を進める。														
8		秀吉研究の推進 （教・博物館、秀吉清正記念館）				○	◎	市						
・名古屋出身の武将である豊臣秀吉の学術研究を促進するとともに、市民の郷土愛の定着に資するため、博物館と秀吉清正記念館において、豊臣秀吉及び一族の文書集を刊行する。														
9		名古屋城の調査研究 （観・名古屋城総合事務所）				○	◎	市						
・特別史跡名古屋城跡の価値を明らかにするとともに、適切な保存・活用を行い次世代に継承していくため、調査研究センターを運営し、特別史跡名古屋城跡が有する文化財や資料等に関する学術的、総合的な調査研究を実施する。														



図 87 埋蔵文化財の発掘調査



図 88 名古屋城跡石垣の調査

2 「伝える」ための措置

方針1 文化財を指定、登録、認定する

番号	重点 方針	名 称	取 組 主 体					財 源	実施期間（年度）					
			市 民	所 有 者	団 体	有 識 者	行 政		R5	R6	R7	R8	R9	R10
10		市指定文化財の指定 （教・文化財保護室）		○		○	◎	市						
・「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」に基づき、市指定文化財の指定を行う。														
11		歴史的町並み保存事業 （観・歴史まちづくり推進室）		◎		○	◎	市						
・町並み保存地区における伝統的建造物の指定を行うとともに、一定の基準に沿った修理・修景に助成を行うことにより、歴史的な町並みの保存を図る。														
12		景観重要建造物等の指定・保存助成 （観・歴史まちづくり推進室）		◎		○	◎	市						
・歴史的、文化的な価値を有するなど、都市景観の形成上重要な建造物等を指定し、その外観の変更を規制するとともに、外観の保存に技術的、経済的支援を行う。														
13		歴史的建造物の登録・認定 （観・歴史まちづくり推進室）		◎		○	◎	市						
・身近な歴史的建造物を地域の資産として登録、認定する（登録・認定地域建造物資産）。														
14	②	未指定の無形民俗文化財に対する市 登録制度の新設 （教・文化財保護室）		○		○	◎	市						
・未指定の無形民俗文化財の保護を図るため、市の登録制度を新設する。登録文化財の保存・継承に対して経済的、技術的支援を行う。														

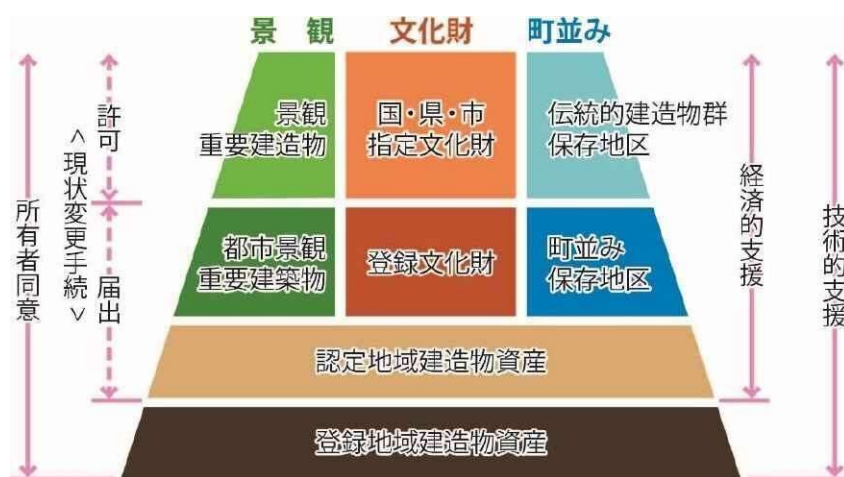


図 89 歴史的建造物の保存・活用にかかわる制度のイメージ

方針2 文化財の保存管理、修理・修復を行う

番号	重点 方針	名 称	取 組 主 体					財 源	実施期間（年度）					
			市 民	所 有 者	団 体	有 識 者	行 政		R5	R6	R7	R8	R9	R10
市所有文化財等の保存管理、修理・修復														
15		市が所有、管理する文化財の保存 管理 （教・文化財保護室ほか）					○ ◎	市						
・市が所有、管理する文化財について、日常的な維持管理、文化財としての保存管理、修理・修復を継続的に実施する。														
16		重要文化財「旧名古屋控訴院地方 裁判所区裁判所庁舎」の保存・公 開と市政資料館としての活用 （総・市政資料館）					◎	市						
・旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎を市の公文書館である名古屋市市政資料館として保存、活用し、市政・司法・建物に関する資料の展示等を行う。														
17		文化のみち二葉館の管理・運営 （観・歴史まちづくり推進室）				○	◎	市						
・「日本の女優第1号」といわれた川上貞奴と「電力王」と称された福沢桃介が居住した和洋折衷の建物で、創建当時の姿に移築復元された旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）の保存・活用を図る。川上貞奴ゆかりの資料の展示や各種イベントを行う。														
18		文化のみち榑木館の管理・運営 （観・歴史まちづくり推進室）				○	◎	市						
・陶磁器商として活躍した井元為三郎が居住した井元家住宅（文化のみち榑木館）の保存・活用を図る。かつて周辺で盛んに行われていた陶磁器産業にかかわる資料の展示や各種イベントを行う。														
19		揚輝荘の保存・活用 （観・歴史まちづくり推進室）				○	◎	市						
・（株）松坂屋の初代社長伊藤次郎左衛門祐民の別荘で、名古屋市の近代別荘建築を代表する揚輝荘の保存・活用を図る。														
20		志段味古墳群歴史の里の保存整備 （教・文化財保護室）				○ ○	◎	市・国						
・保存整備した古墳、ガイダンス施設等を維持管理するとともに、必要に応じて修理・修復を行う。														
21		博物館、秀吉清正記念館の運営 （教・博物館、秀吉清正記念館）					◎	市						
・博物館で所蔵、保管する、名古屋を中心とする地域の考古・美術工芸・文書典籍・民俗に関する資料、秀吉清正記念館で収蔵、保管する豊臣秀吉・加藤清正に関する資料の保存管理を行う。														

番号	重点方針	名 称	取 組 主 体					財 源	実施期間（年度）					
			市 民	所 有 者	団 体	有 識 者	行 政		R5	R6	R7	R8	R9	R10
22		蓬左文庫の運営 （教・蓬左文庫）					◎	市						
・尾張徳川家に伝来し、現在は蓬左文庫が所蔵する貴重な書籍や絵図類の保存管理、閲覧公開を行う。														
23		見晴台考古資料館の運営 （教・見晴台考古資料館）					◎	市						
・弥生時代後期から古墳時代にかけての集落跡である見晴台遺跡について、資料の収集・保管、遺跡の調査研究、市民参加による発掘調査、出土品の展示などの教育普及活動を行い、見晴台遺跡の価値や魅力を広く発信する。														
24		郷土の文化や歴史に関する資料の 収集・保存・提供 （教・鶴舞中央図書館）					◎	市						
・市図書館において、郷土の文化や歴史に関する資料を広く収集、整理、保存、提供する。また、市民に郷土の文化や歴史に広く関心をもってもらえるよう資料を活用した展示等を実施する。														
25		郷土ゆかりの文学資料室 （観・文化芸術推進課）			○		◎	市						
・坪内逍遙や城山三郎など郷土ゆかりの文学者にかかわる資料の散逸を防ぐとともに、郷土ゆかりの文学者及び文学作品を広く紹介するため、文化のみち二葉館を活用して、資料の保管・展示を行う。														
26		戦争に関する資料の収集・保存・ 展示 （総・総合調整室）					◎	市・県						
・戦争の悲惨さや戦争に関する歴史的事実を次世代に伝え、平和を希求する市民意識を醸成するため、「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」において、戦争に関する資料の展示などを行う。														
27		よみがえれ文化財 （教・博物館）	◎				◎	市						
・博物館が市民の寄附で実施する「よみがえれ文化財」により、所蔵する文化財の修復等を進める。														
28		名古屋城植栽管理計画の策定 （観・名古屋城総合事務所）				○	◎	市						
・名古屋城跡の風致の維持・向上に寄与し、城郭としての風格を形成する植栽となるよう、現状の植栽管理状況を踏まえ、管理方針を定める。また、計画的に植栽管理を行うため、城内の各地区の特徴を踏まえたメリハリのある維持管理や、周辺の植栽にも留意した植栽管理計画を策定する。														

番号	重点方針	名 称	取 組 主 体					財 源	実施期間（年度）					
			市 民	所 有 者	団 体	有 識 者	行 政		R5	R6	R7	R8	R9	R10
29		名古屋城表二の門の修復整備 （観・名古屋城総合事務所）				○	◎	市・国						
・重要文化財名古屋城表二の門及び附属する土塀を良好な状態で保存し、名古屋城の価値・魅力を維持するとともに来場者の安全を確保するため、大規模修理を実施する。														
30		名古屋城石垣の整備 （観・名古屋城総合事務所）				○	◎	市・国						
・昭和45年（1970）の自然災害による石垣崩落を契機として、名古屋城石垣の修復整備を継続して実施している。石垣の膨らみなどの変状が著しい箇所、戦災による焼石の多い箇所などの修復を順次行う。														
31	①	名古屋城二之丸庭園の整備 （観・名古屋城総合事務所）				○	◎	市・国						
・平成25年度から進めている名勝名古屋城二之丸庭園の保存整備について、平成30年度の名勝の追加指定を受けて、令和4年に「名勝名古屋城二之丸庭園整備計画」を作成した。 ・整備計画に基づき、庭園全体の一体的かつ計画的な整備に取り組む。														
32		名古屋城本丸御殿障壁画保存修理 （観・名古屋城総合事務所）					◎	市・国						
・重要文化財の名古屋城旧本丸御殿障壁画について、絵の具の剥落、虫害、下地の傷みなど損傷を生じているものを順次修理し、保存・継承を図る。														
文化財の保存管理施設の充実														
33		博物館のリニューアル改修 （教・博物館）				○	◎	市・国						
・名古屋の歴史文化から「未来をつくる博物館」をコンセプトに、市民や来訪者の学習の意欲・関心を高め、より一層親しまれる博物館とするため、「名古屋市博物館の魅力向上基本計画」を策定した。 ・現状、狭あい化、保存管理のための機能が不足している収蔵庫について、計画に基づき、収蔵面積の拡大、収蔵環境の強化、耐震補強等を行う。														
34		埋蔵文化財の保存管理 （教・文化財保護室）					◎	市						
・埋蔵文化財（遺物）を適切に保存管理するため、収蔵スペースの確保を適宜進めるとともに、埋蔵文化財の保管場所をデータ管理システムで把握、管理する。														
文化財の定期的な巡視														
35		文化財パトロール員の巡視 （教・文化財保護室）	○				◎	市						
・文化財パトロール員が史跡名勝標札（史跡・名勝や歴史的建造物などの説明板）を定期的に点検するとともに、標札のある建造物、記念物等に異常がないか確認する。														

番号	重点 方針	名 称	取 組 主 体					財 源	実施期間（年度）					
			市 民	所 有 者	団 体	有 識 者	行 政		R5	R6	R7	R8	R9	R10
指定等文化財の保存活用計画の策定														
36		指定等文化財保存活用計画の策定の推進 （教・文化財保護室ほか）		◎		○	◎	市など						
・ 保存活用計画を策定し、対象文化財の保存管理の方向性、方法等を定める。														

方針 3 文化財の保存・継承を支援する

番号	重点方針	名 称	取 組 主 体					財 源	実施期間（年度）					
			市 民	所 有 者	団 体	有 識 者	行 政		R5	R6	R7	R8	R9	R10
市指定文化財に対する支援														
37	②	市指定文化財の保存・活用の支援 （教・文化財保護室）		○	○	○	◎	市						
・市指定文化財の保存管理、修理・修復、防犯・防災対策、後継者育成に対し、経済的、技術的支援を行う。														
建造物・町並みに対する支援														
11		（再掲）歴史的町並み保存事業 （観・歴史まちづくり推進室）		○		○	◎	市						
・町並み保存地区における伝統的建造物の指定を行うとともに、一定の基準に沿った修理・修景に助成を行うことにより、歴史的な町並みの保存を図る。														
12		（再掲）景観重要建造物等の指定・保存助成 （観・歴史まちづくり推進室）		◎		○	◎	市						
・歴史的、文化的な価値を有するなど、都市景観の形成上重要な建造物等を指定し、その外観の変更を規制するとともに、外観の保存に技術的、経済的支援を行う。														
13		（再掲）歴史的建造物の登録・認定 （観・歴史まちづくり推進室）		◎		○	◎	市						
・身近な歴史的建造物を地域の資産として登録、認定し（登録・認定地域建造物資産）、保存・活用に対して技術的、経済的支援を行う。														